

**あきた白神まつり企画運営業務委託
企画提案競技実施要領**

この実施要領は、あきた白神まつり企画運営業務について、企画提案を公募し、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

1. 業務内容

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | あきた白神まつり企画運営業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務概要書」のとおり |
| (3) 県委託額の上限 | 2, 8 4 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む） |
| (4) 藤里町委託分の上限 | 1, 1 1 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む） |

2. 委託候補者の選定

事務局に設置する企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、最優秀提案者を委託候補者として選定します。

3. 参加者の資格に関する事項

企画提案競技に参加できるのは、次の要件の全てを満たす者とします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申し立てをしている者若しくは再生手続きの開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を構成員に含まないこと。
- (5) 過去3年以内に類似イベント運営の実績があること。
- (6) 県税の滞納がないこと。

4. 企画提案競技参加申込方法

企画提案競技へ参加する者は、参加申込書（様式1）を提出期限までに郵送又は持参により提出してください。

- (1) 提出期限 平成30年4月20日(金) 午後5時(必着)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出先 秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課
企画・しからみ観光振興班

5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
次の書類を提出してください。
ア 企画提案書提出届(様式2)
イ 会社概要調書(様式3)
ウ 企画提案書(様式4)
エ 見積書(様式5) ※県・藤里町委託額がわかるように見積書を作成。
オ 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面
- (2) 提出期限
平成30年4月26日(木) 午後5時(必着)
- (3) 提出部数
様式2、様式3 各1部
様式4、様式5 各5部
提出書類一式のPDFファイル CD-R等にて1部
- (4) 提出先
秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課 企画・しからみ観光振興班
- (5) 留意事項
提案件数は1者1提案とします。また、提出期限後における企画内容の追加及び変更はできません。
提出書類に虚偽の記載がある場合、参加資格は無いものとします。

6. 委託候補者の選定

- (1) 選定方法
提出された企画提案書等により書類審査を行い、最も優れていると認められる者を委託候補者として選定します。なお、プレゼンテーション審査は実施しません。
藤里町では県が選定した業者と委託契約を別途締結する予定です。
- (2) 審査事項
審査事項及び配点は次のとおりとします。
ア 業務内容の理解度及び企画提案書の内容の的確性(25点)
イ 業務を履行する能力・体制(15点)
ウ 安全面、環境面の配慮(5点)

エ 広報活動の効果等（5点）

(3) 審査結果の通知

審査結果については、後日通知します。

7. 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

6により選定された委託候補者と契約条件を協議の上、速やかに委託契約を締結します。なお、協議の結果、委託業務の内容を追加し、又は修正する場合があります。

藤里町委託分については、別途藤里町と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。なお、藤里町との協議の結果、委託業務の内容を追加・修正する場合があります。

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則第177条第1項により、県に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、同規則178条3号により、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、免除します。

藤里町との契約締結にあたっては、町規則等による契約保証金が発生する場合があります。

8. その他

- ・ 企画提案書の作成等に係る経費については、全て事業者の負担によるものとします。
- ・ 企画提案競技についての質問・問合せは、電話、ファックス、メールにて受け付けます。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知します。

9. 問合せ・書類提出先

〒016-0815 能代市御指南町1番10号

秋田県山本地域振興局総務企画部地域企画課 企画・しらかみ観光振興班 畠中

TEL : 0185-55-8004 FAX : 0185-55-2296

e-mail : yamasou@pref.akita.lg.jp